

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 金融商品取引法
規制の名称： 金融指標に関する規制の枠組みの整備
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 金融庁企画市場局市場課
評価実施時期： 令和2年7月17日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、いわゆる LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）等の不正操作事案を受けて、金融指標の信頼性に対する疑念が生じたことを契機として、①データの呈示者に不正操作を行うインセンティブや機会があること、②算出手続き・方針に関する情報開示不足により、指標の信頼性の評価が制限されること、③呈示・算出プロセスの両段階に利益相反が内在すること等の問題が提起されることとなり、金融指標をめぐる IOSCO・諸外国の動向、金融指標が金融・資本市場において担っている役割の大きさや、金融指標及び指標算出プロセスについて指摘されている様々な問題への対応の必要性などを踏まえると、我が国においても、金融指標の算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上等を図る公的規制の枠組みが必要であるとしていたが、当該規制導入後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、金融指標をめぐる IOSCO・諸外国の動向、金融指標が金融・資本市場において担っている役割の大きさや、金融指標及び指標算出プロセスについて指摘されている様々な問題への対応の必要性などを踏まえると、我が国においても、金融指標の算出者のガバナンスの強化、算

出プロセスの透明性の向上等を図る公的規制の枠組みが必要であるとしていたが、当該規制導入後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制導入がなされなかった場合は、金融指標の算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上等を図られず、①データの呈示者に不正操作を行うインセンティブや機会があること、②算出手続き・方針に関する情報開示不足により、指標の信頼性の評価が制限されること、③呈示・算出プロセスの両段階に利益相反が内在すること等の問題が継続していたものと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、金融指標をめぐる IOSCO・諸外国の動向、金融指標が金融・資本市場において担っている役割の大きさや、金融指標及び指標算出プロセスについて指摘されている様々な問題への対応の必要性などを踏まえると、我が国においても、金融指標の算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上等を図る公的規制の枠組みの必要性は引続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、指定を受けた特定金融指標算出者は当局に対して届出書等の提出や、業務規程の作成・遵守が求められることとなることから、特定金融指標算出者において、これらの義務を履行するための費用が発生すると想定していたところである。

当庁が指定した特定金融指標算出者（注）は、事前評価時に想定していたとおり、届出書等の提出や、業務規程の作成・遵守を行っているところ、それらにかかる遵守費用については、届出書や業務規程の作成、及び業務規程の遵守等にかかる人件費や物件費等の経費であると考えられるが、本規制の新設により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。

（注）現在、特定金融指標算出者として指定されている者は、日本円 TIBOR、ユーロ円 TIBOR を算出公表している一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 1 社である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、特定金融指標算出者が公的規制に服することにより、当局は、特定金融指標算出者を監督することとなるため、行政庁（国）において、特定金融指標算出者に対する検査・監督を行うための費用が発生すると想定していたところである。

特定金融指標算出者に対する監督としては、業務規程の認可や、届出等の受理に加えて、指標の算出に特段の問題が生じていないか等に関するヒアリングを行っているところであり、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生しておらず、想定と実績のかい離は生じていない。なお、それらにかかる行政費用については、当局による特定金融指標算出者の業務規程の認可及びその遵守状況に関するフォローアップに要する人件費が該当すると考えられるが、本規制の新設により生じた行政費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるところ、多額の追加費用が発生している状況にはない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、特定金融指標算出者に対する公的規制の導入により、特定金融指標算出者が公的規制に服することにより、当局による特定金融指標算出者に対する規制・監督等を通じて、特定金融指標算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上、特定金融指標算出者による不正行為の抑止を図ることが可能となるとしていたところである。

当局による特定金融指標算出者の業務規程の認可における審査及びその遵守状況に関するフォローアップ等の監督を通じて、特定金融指標算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上、特定金融指標算出者による不正行為の抑止が継続的に図られており、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制導入により、特定金融指標の信頼性を確保することにより、投資者が安心して当該金融指標を参照した取引を行えるようになるなど、取引の安定性や金融商品の公正な価格形成等を通じて、我が国資本市場の機能の十全な発揮が図られていると考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、その効果を定量的に把握したり、便益の金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制導入により過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。